

第2次山梨県食の安全・安心推進計画素案(案)のイメージ

第1章 計画策定の基本的考え方

趣旨：食の安全・安心推進条例の基本理念の具現化に向けて、第1次推進計画の評価や社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の食の安全・安心の確保に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、必要な事項を定める。

位置付け：「食の安全・安心推進条例」に基づく推進計画
「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画

計画期間：平成29～33年度

第2章 現状と課題

1 第1次推進計画の評価(H24～H28)

数値目標22項目のうち、17項目が達成見込。

<主な数値目標>

()内：H28目標数値

- 生産者、事業者等の取り組みの促進と監視指導の徹底
 - GAPの導入産地数 12産地(H23) → 34産地(24産地)
 - 食品衛生監視指導計画に基づく監視率 101%(H23) → 100%(100%)
 - 残留農薬の収去検査結果の不適合件数 0件(H23) → 0件(0件)
- 食品表示の適正化と情報提供の促進
 - 広域的店舗における適正表示実施率 90.1%(H23) → 100%(95%以上)
 - 地域店舗における適正表示実施率 77.6%(H23) → 80%(85%以上)
 - 食品表示説明会への参加者数 673人(H23) → 延べ5,700人(延べ4,000人)
- 県民の参加促進
 - 原産地の詳細な産地情報の提供実施率 なし(H23) → 52%(80%以上)
 - 食品表示ウォッチャーの報告件数 2,955件(H23) → 4,910件(3,500件)
- 新たな問題への適切な対応
 - 県ホームページへのアクセス件数 9,173件(H23) → 31,100件(10,000件)

2 県民意識調査

平成28年7月県政モニター
アンケート調査(回答321人)

食品の安全性への関心度は、依然高い。

・「大いにある」「ある程度ある」
94.4%

・食品について不安に思う項目
輸入食品 86.9%
残留農薬 75.7%
放射性物質 74.1%

3 食を取り巻く社会情勢の変化

食の安全・安心をめぐる事件・事故の発生が後を絶たない
平成32年4月に栄養成分表示の義務づけを含む新しい食品表示制度が完全施行
加工食品の原料原産地表示の拡大の動き
食に関する情報量の増大に伴い、不確かな情報が氾濫

<今後の課題>

食品の適正表示は、地域店舗では8割と低く、また、新しい食品表示制度が完全施行となることから、適正表示の強化を図り、食品表示に対する消費者の一層の信頼の確保が必要。
県名などの詳細な産地情報の提供の実施率は約5割と低いことから、詳細な産地情報の提供を充実し、消費者の一層の信頼の確保が必要。
食に関する事件が後を絶たず、消費者の信頼感が揺らいでいることから、消費者、事業者がそれぞれの考えや取り組みを相互に理解し、信頼関係の構築の促進が必要。

第3章 基本目標

生産から販売に至る一連の行程の各段階における安全性の確保に向けた法令遵守の徹底、的確な監視指導
消費者の信頼に応えるための食品に関する正確な情報提供の推進
食の安全・安心を支える生産者、事業者、消費者の相互理解、信頼関係の構築促進
食品による健康への悪影響の未然防止に向けた体制の整備

第4章 施策の展開

1 監視・指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保

- 監視の的確な実施と指導の充実
- 生産者の自主的な取り組みの促進
- 事業者の自主的な取り組みの促進
- 消費段階における安全性の確保

2 食品に関する正確な情報の提供

- 情報の収集・提供の推進
- 適正な食品表示の確保
- 食の安全に向けた普及啓発

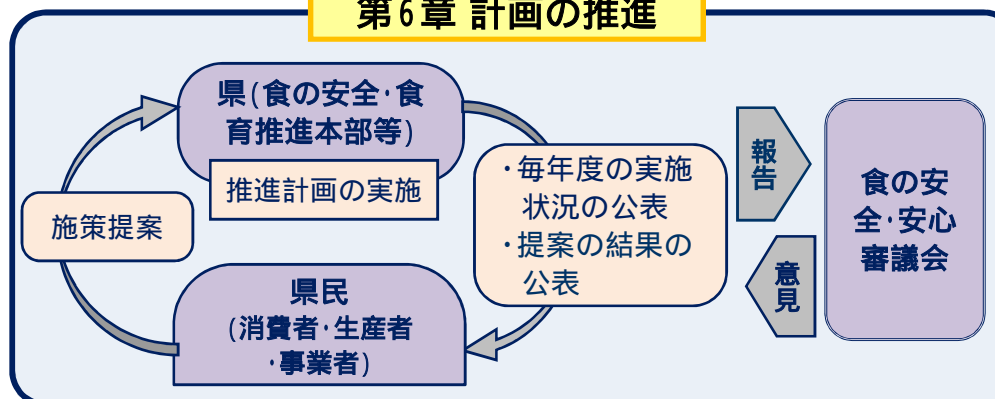
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築

- 生産者・事業者における情報の記録・保存の促進
- 相互理解の増進
- 食育及び地産地消の推進
- 食の安全・安心推進月間
- 認証制度の推進
- 原産地に関する情報の提供の充実

4 食の安全・安心を総合的に推進するための体制整備等

- 人材の育成
- 調査研究の推進
- 危機管理体制の整備等
- 健康被害の未然・拡大防止のための各種措置
- 国、関係者との連携・協働の推進

第6章 計画の推進



第5章 重点的に取り組む施策

(1) 監視の的確な実施と指導の充実

生産から販売に至る各段階における安全性の確保のための監視指導の強化

(2) 適正な食品表示の確保

食品表示法等に基づく食品表示制度の知識の普及・監視指導の強化

食品表示法 H32.4完全施行

(3) 原産地に関する情報の提供の充実

消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、詳細な原産地に関する情報提供の促進

広域店舗から地域店舗への拡大

(4) 消費者・生産者・事業者の相互理解の増進

関係者の信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の場の提供

目標指標 (H33目標値)

施策	番号	指標項目	基準値 (H27)	目標数値 (H33)
1 監視・指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	1	* 出荷前および流通農産物(収去)の残留農薬検査の基準値超過件数	0件/年	0件/年
	2	* 畜産物中の飼料添加物残留検査における不適合件数	0件/年	0件/年
	3	特定給食施設等に対する監視・指導の実施率	41%	50%
	4	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	115%/年	100%/年
	5	GAP(農業生産工程管理)の導入産地数	30産地	46産地
	6	* 有機農業の取り組み面積	132ha	200ha
	7	* HACCP導入支援のための講習会参加者数	8,335人	42,000人 (H29～33)
2 食品に関する正確な情報の提供	8	* 食の安全・安心ポータルサイトアクセス数	11,079件	12,000件
	9	食品表示ウォッチャーからの報告件数	4,146件	4,350件
	10	食品表示合同調査による食品の適正表示実施率100%の地域店舗の割合	76%	85%以上
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築	11	学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)	23%	30%以上
	12	* 県内店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率(指標5種類)	-	70%
	13	リスクコミュニケーションの機会への参加者数	705人	730人

* 印は新規数値目標(6項目)